

平成 21 年 3 月 9 日

各 位

株式会社ワールドインテック
代表取締役会長兼社長 伊井田 栄吉
(JASDAQ・コード 2429)
問合せ先
取締役経営マネジメント本部 菅野 利彦
電話 093-533-0540

定款一部変更に関するお知らせ

当社は、平成 21 年 2 月 20 日開催の取締役会において、「定款一部変更の件」を平成 21 年 3 月 19 日開催予定の第 16 回定時株主総会に付議することを決議いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

記

1. 変更の理由

(1) 事業目的の追加

将来の事業展開を勘案して事業目的を追加し、併せて項数の変更を行うものであります。

(2) 株券電子化への対応

「株式等の取引に係る決済の合理化を図るための社債等の振替に関する法律等の一部を改正する法律」(平成 16 年法律第 88 号)の施行に伴い、当社定款規定のうち、株券、実質株主及び実質株主名簿に関する文言を削除し、併せてその他の文言の修正及び追加等所要の変更を行うものであります。

2. 変更の内容

変更の内容は、別紙のとおりであります。

3. 日程

定款変更のための定時株主総会開催日	平成 21 年 3 月 19 日 (木)
定款変更の効力発生日	平成 21 年 3 月 19 日 (木)

(下線部分は変更箇所を示しております。)

現 行 定 款	変 更 案
第 1 章(総則)	第 1 章(総則)
(商 号)	(商 号)
第 1 条 (記載省略)	第 1 条 (現行どおり)
(目 的)	(目 的)
第 2 条 当社は、次の事業を営むことを目的とする。	第 2 条 (現行どおり)
1～16 (記載省略)	1～16 (現行どおり)
(新 設)	17 <u>人材育成、能力開発、技術向上のための教育、指導</u>
(新 設)	<u>に関する企画立案及び実施運営の受託業務。</u>
17 前各号に附帯関連する一切の業務。	18 <u>半導体製造装置及び電子部品製造装置並びにそれ</u>
	<u>らに関連するシステム、部品等の開発、製造、販</u>
	<u>売及び輸出入。</u>
17 前各号に附帯関連する一切の業務。	19 (現行どおり)
第 3 条～第 5 条 (記載省略)	第 3 条～第 5 条 (現行どおり)
(株券の発行)	(削 除)
第 6 条 当社は、株式に係る株券を発行する。	
(株主名簿管理人)	(株主名簿管理人)
第 7 条 当社は、株主名簿管理人を置く。	第 6 条 (現行どおり)
2 株主名簿管理人及びその事務取扱場所は、取締役会の決	2 (現行どおり)
議によって選定し、公告する。	
3 当社の株主名簿 (実質株主名簿を含む。以下同じ)、	(削 除)
<u>株券喪失登録簿及び新株予約権原簿及び端株原簿は、株</u>	
<u>主名簿管理人の事務取扱場所に備え置き、株主名簿、株</u>	
<u>券喪失登録簿及び新株予約権原簿への記載または記録、</u>	
<u>実質株主名簿の作成、実質株主通知の受理、端株の買取</u>	
<u>請求の取扱、その他株式、新株予約権及び端株に関する</u>	
<u>事務は、株主名簿管理人に取扱わせ、当社においては、</u>	
<u>これを取り扱わない。</u>	

現 行 定 款	変 更 案
<p>(株式等取扱規則)</p> <p>第8条 当社が発行する株券の種類並びに株主名簿、株券喪失登録簿及び新株予約権原簿への記載または記録、実質株主名簿の作成、実質株主通知の受理、株券喪失登録及び端株の買取請求の取扱、その他株式及び新株予約権及び端株に関する手続き並びに手数料は、取締役会の定める株式等取扱規則による。</p>	<p>(株式取扱規則)</p> <p>第7条 株主名簿及び新株予約権原簿への記載または記録、その他株式または新株予約権に関する取扱い及び手数料、株主の権利行使に際しての手續等については、法令または定款に定めるもののほか、取締役会の定める株式取扱規則による。</p>
<p>(基準日)</p> <p>第9条 当社は、毎年12月31日の最終の株主名簿に記載または記録された株主(実質株主を含む。以下同じ)をもって、その事業年度に関する定時株主総会において株主の権利を行使できる株主とする。</p> <p>2 (記載省略)</p>	<p>(基準日)</p> <p>第8条 当社は、毎年12月31日の最終の株主名簿に記載または記録された株主をもって、その事業年度に関する定時株主総会において株主の権利を行使できる株主とする。</p> <p>2 (現行どおり)</p>
<p>第10条～第42条 (記載省略)</p>	<p>第9条～第41条 (現行どおり)</p>
<p>(新 設)</p>	<p>附則</p>
<p>(新 設)</p>	<p>第1条 当社の株券喪失登録簿は、株主名簿管理人の事務取扱場所に備え置き、株券喪失登録簿への記載または記録に関する事務は株主名簿管理人に取扱わせ、当社においては取扱わない。</p>
<p>(新 設)</p>	<p>第2条 当社の株券喪失登録簿への記載または記録は、法令または定款に定めるもののほか、取締役会において定める株式取扱規則による。</p>
<p>(新 設)</p>	<p>第3条 本附則第1条乃至本条は、平成22年1月6日をもってこれを削除する。</p>

以 上